

「マイナ保険証」なくても困りません！



健康保険証の廃止は見送るべきです

「マイナ保険証はいつ申請すればいいの？」
「医者にかかれなくなったら困る」

区議団に問い合わせ増加

マイナ保険証への不安の声は尽きません。国民健康保険も後期高齢医療保険も、協会けんぽも、各保険者が「保険証廃止」準備に入っています。

「資格確認書」で医療が受けられます

原則、マイナ保険証がない人には、自動で「資格確認書」が届きます。現在の保険証と同じサイズで、有効期限は2年間(自治体ごとに違います)を予定しています。その「資格確認書」で、今まで通り医療を受けられます。

申請せずに「資格確認書」が届きます

来年夏以降(予定)

申請はいりません。廃止後猶予期間の2025年12月1日まで(社保等期限のないもの)、もしくは、現在持っている保険証(国保・後期)の有効期限が切れる前には、資格確認書が届く予定です。

国は、12月1日をもって、新規の保険証発行を廃止します。

そのため、板橋区は、第3回定例会(9月20日～)に「国保の保険証廃止」議案を提出する見通しです。

→審議：9月25日(水)健康福祉委員会(10:00～)傍聴を！

同様に、後期高齢者医療や協会けんぽなども、各保険者で仕組みの変更を進めています。

トラブル前提で・・・。

「マイナ保険証」の人には「資格情報のお知らせ」

医療機関の窓口などで、マイナ保険証によるトラブル発生時も医療を受けられるよう「資格情報のお知らせ」が届きます。マイナ保険証と一緒に医療機関へ持っていく必要があります。

短期証の廃止で「差し押さえ強化」か？！

保険料払えなくても医療の保障をしてきた「短期証」も廃止になるため、区が差し押さえのタイミングを早めることを検討しているのはとてもありません。

いたばし元気帳

日本共産党板橋区議団ニュース 2024年8月号外

日本共産党板橋区議団 板橋区板橋2-66-1 電話(3579)2717 FAX(3579)2731

「いまの健康保険証をそのまま使えるように！」と求める陳情



【板橋区議会 第2回定例会】自民・公明・維新が否決

板橋区議会第2回定例会(6月)に、「国に対し、マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求める意見書の提出を求める陳情」が、区内事業者団体から提出され、健康福祉員会で審議されました。

マイナ保険証利用率は、板橋でも低調

区の国民健康保険におけるマイナ保険証の登録率は45.89%、利用率は、今年6月で約11%です。利用率が低い一つの理由は、現行の紙の保険証で事足りているからです。

区「マイナ保険証なくても医療難民生まれない」

マイナ保険証の利用を希望しない場合には、資格確認書が送られることになっており、区は委員会審議で「資格確認書は名前の変わった従来の紙の保険証」だから「保険証難民は生まれない」と答弁しています。

結局、マイナ保険証に一本化する必要なし

いまの保険証を廃止せずに、今後も使えるようにしておけば、今のような混乱を招く必要はありません。また、誤情報が紐づけられたり、

プライバシー権の侵害につながる問題が発生し、国民の不安は払しょくされていません。そもそもマイナ保険証の取得は義務ではありません。

6月24日の本会議で、日本共産党は陳情に賛成しましたが、自民・公明・維新が反対し、国へ意見書を送ることすら否決されました。各会派の態度は以下の通りです。

共産	自民	公明	民主	維新	未来	参政	無所属
○	×	×	○(1退席)	×	○	○	○

マイナ保険証の登録解除は10月開始予定

厚労省が、2024年10月からマイナ保険証の利用登録の解除申請をうけつけることを、関係機関に事務連絡しています。

マイナ保険証を持っていても、解除することができます。登録解除と同時に「資格確認書」の発行が発生するため、各保険者が受付ます。ご自身が加入している所へお問い合わせください。